明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務一）　一
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務一）　六
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通一）　四

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件（総務三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件（同四）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四～七、一〇）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同八）　元
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同九）　四
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五七）　四
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一二）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
企業年金基金清算人就任、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十日

総務大臣　村上誠一郎